

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）に対する 県民意見の募集（案）について

矢作川水域に属する 12 水域について水域類型の見直しを検討したところ、水質環境基準の最上位の指定がされている AA 類型の矢作川上流(1)及び 10 年以上安定して現行より上位類型の水質環境基準を満たしていない A 類型の矢作川上流始め 4 水域を除いた、表 1 に掲げる 7 水域を水域類型の見直し対象としました。

この 7 水域について、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号ロの規定に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型を表 1 の「類型・達成期間」欄のとおり見直します。

表 1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し

水域区分	水 域 名	範 囲	類型 ⁽¹⁾ ・達成期間 ⁽²⁾
矢 作 川 水 域	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	B・イから A・イ
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	B・イから A・イ
	矢作古川	全域	C・イから B・イ
	けんぎ 芥木川	全域	A・イから AA・イ
	雨山川及び 乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点 より下流の乙女川	A・イから AA・イ
	木瀬川及び 犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点 より下流の犬伏川	A・イから AA・イ
	かのり 鹿乗川	全域	C・ロから C・イ

注(1) 水質環境基準（河川）の水域類型

水域類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水 3 級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

注(2) 達成期間

「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内に可及的速やかに達成を示す。

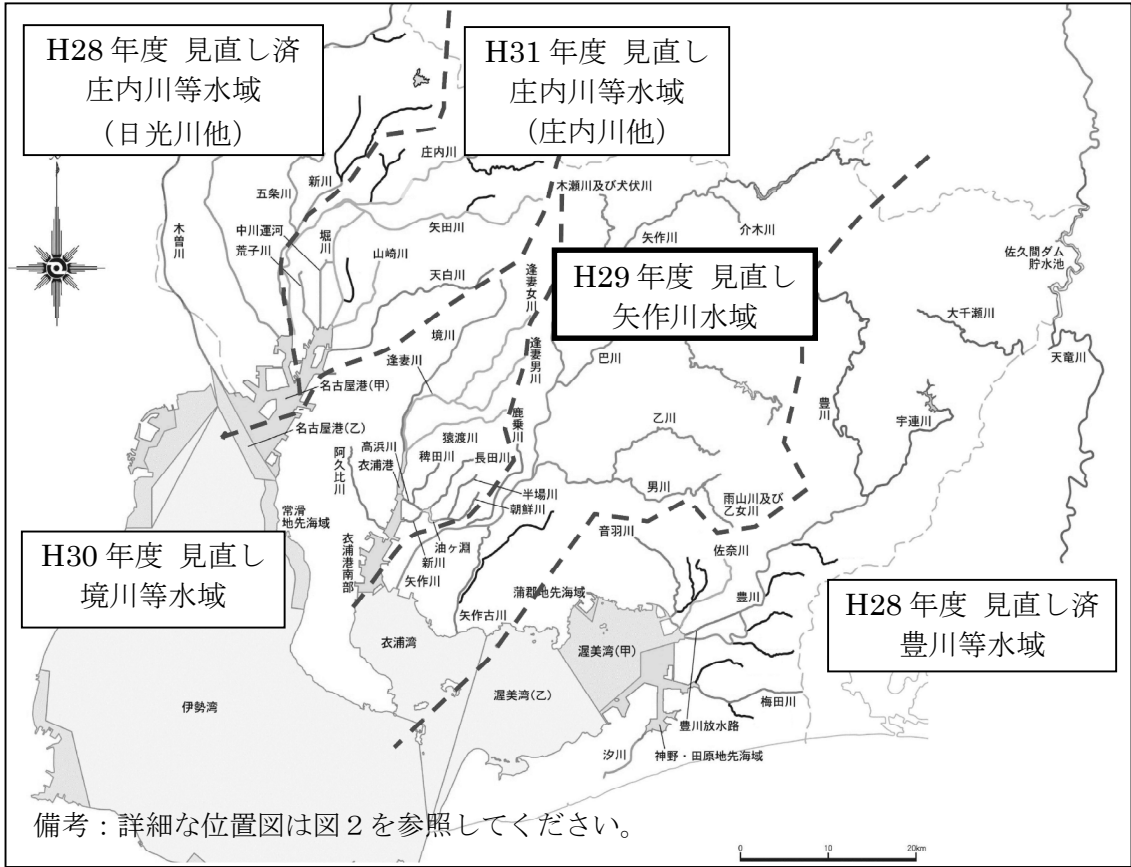


図1 矢作川水域の位置図

表2 矢作川水域の見直し検討12水域

水域区分	水域(範囲)	現行		水域区分	水域(範囲)	現行	
		類型	達成期間			類型	達成期間
矢作川水域	矢作川上流(1) (矢作ダムより上流の矢作川)	AA	イ	矢作川水域	鹿乗川(全域)	C	ロ
	矢作川上流 (矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ		矢作古川(全域)	C	イ
	矢作川下流 (明治用水頭首工より下流)	B	イ		介木川(全域)	A	イ
	巴川(全域)	A	イ		男川(全域)	A	イ
	乙川上流 (岡崎市取水口より上流)	A	イ		雨山川及び乙女川下流 (雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川)	A	イ
	乙川下流 (岡崎市取水口より下流)	B	イ		木瀬川及び犬伏川下流 (木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川)	A	イ

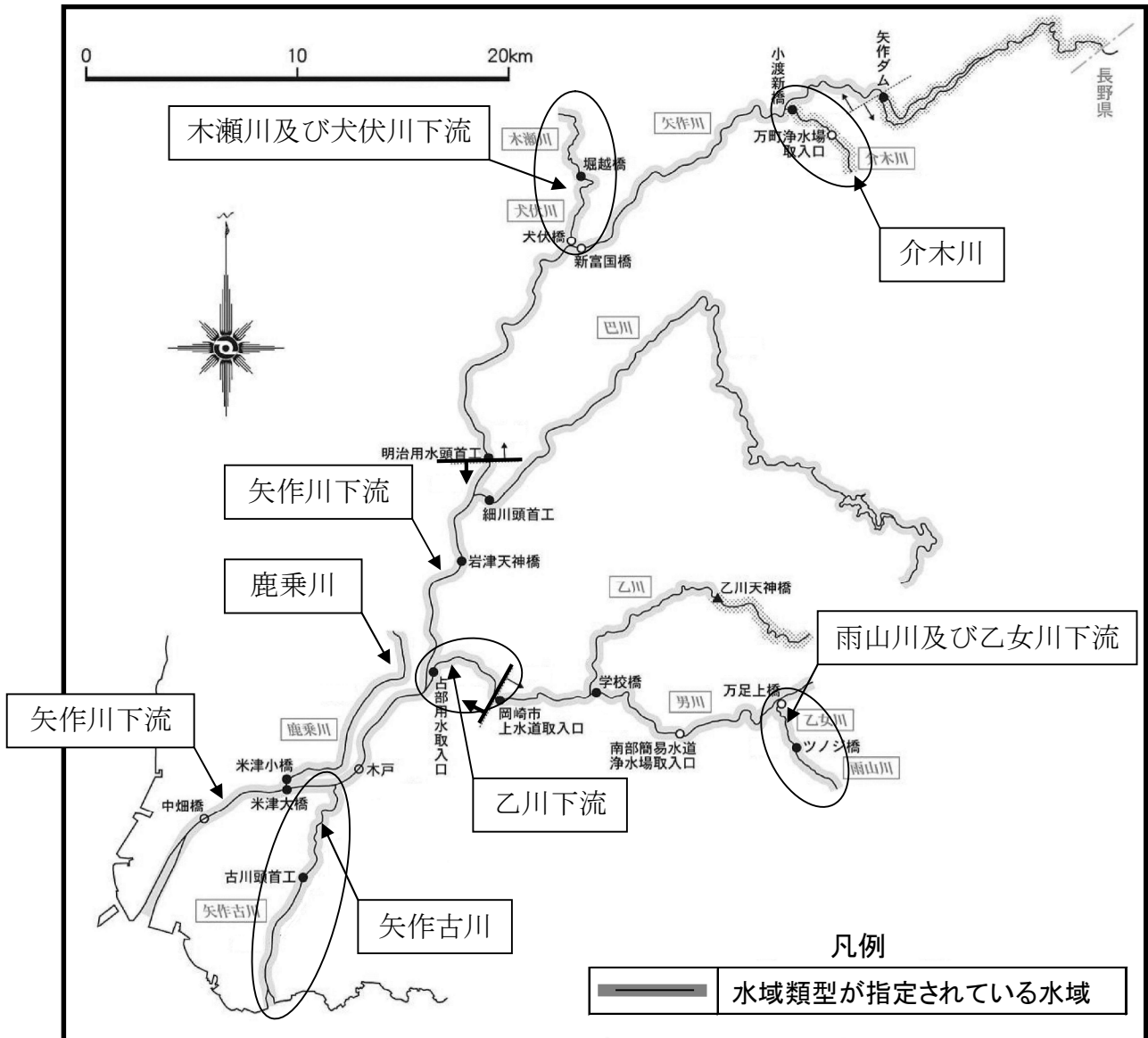


図2 矢作川水域の水域類型等を見直す水域